株式会社なら工務店 一般事業主行動計画の変更(期間延長)について

令和元年9月30日

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、かねてより一般事業主行動計画を策定しておりましたが、次のとおり一部変更(期間延長)を行います。

- 計画期間 平成30年10月1日~令和2年9月30日(1年間延長)
 (変更前)平成30年10月 1日~平成31年9月30日までの 1年間
- 2. 内容 (変更はありません)

目標1:産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など 制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ●平成30年10月~ 法に基づく諸制度の調査
- ●平成30年12月~ 制度に関する案内を作成し社員に配布 制度に関する社内説明会を開く

目標 2: 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修及び相談窓口 を設置する。

<対策>

- ●平成31年 1月~ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- ●平成31年2月~ 研修内容の検討
- ●平成31年 3月~ 研修の実施
- ●平成31年 4月~ 相談窓口の設置及び社員への周知